

# 令和 3 年度概算要求について

令和 2 年 10 月 14 日  
地域経済産業グループ<sup>o</sup>  
中小企業庁

# **地域の持続的発展のための商業・まちづくり推進事業 (商業課・中心市街地活性化室)**

# 地域の持続的発展のための商業・まちづくり推進事業

令和3年度概算要求額 **29.4億円（新規）**

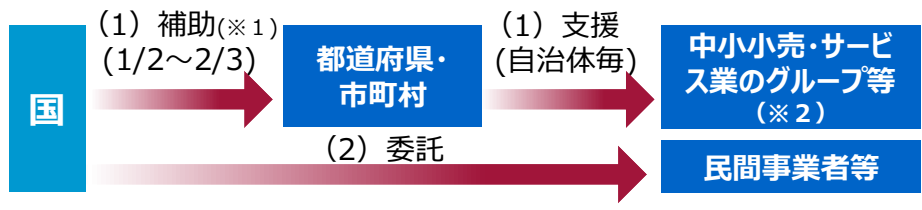
中小企業庁 商業課  
03-3501-1929  
中心市街地活性化室  
03-3501-3754

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 中小小売・サービス業者（中小商業者等）は、商店街等として集積することで、商業機能の提供やコミュニティの中心となるなど、地域の持続的発展に欠くことのできない重要な存在です。
- 近年の人口減少や電子商取引の台頭など、地域経済の構造変化により、商店街等の商業機能としての位置づけも変化しています。他方で、少子高齢化、働き方の変化等の中、地域における雇用や医療・介護・保育など生活に不可欠な機能の維持・確保を担う主体としての期待が高まっています。
- また、ウィズコロナ・ポストコロナへの対応として地方移住、リモートワーク等の多様な働き方の普及などが進展しており、地域においても「新たな日常」への変化を取り込むことが必要です。
- このため、中小商業者等が、地方公共団体と一体となって、商業機能のみならず医療や保育など多様な機能を持つまちづくりを推進するための取組について、財政、人材育成、ノウハウ提供等の面から支援を行います。
- これにより、複数の中小商業者等が地域の新たなニーズに対応しようとする取組を後押しし、地域の持続的発展を促進します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

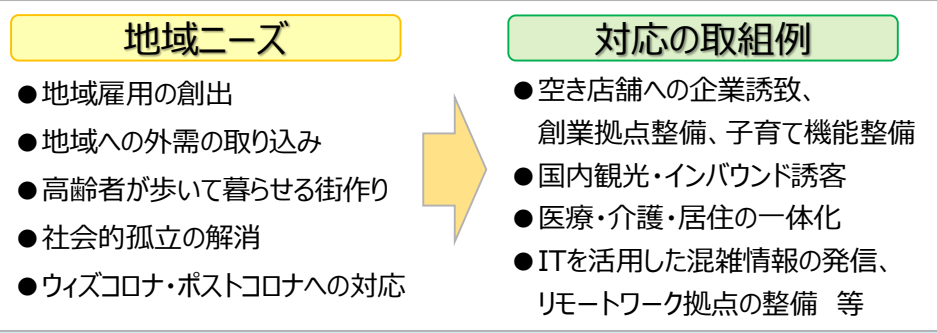


※1 国⇒市町村⇒事業者、国⇒都道府県⇒事業者、国⇒都道府県⇒市町村⇒事業者  
※2 まちづくり会社、商店街組織、飲食店街、温泉組合など

## 事業イメージ

### (1) 地域商業機能複合化推進事業

- 中小商業者等のグループによる地域コミュニティ機能の活性化に関する取組を、地方公共団体が支援する場合に、国がその費用の一部を補助します。
- また、地方公共団体等がその実施に当たって、ニーズ等の調査や計画策定、実証等を行う場合に、国がその費用の一部を補助します。



【空き店舗を活用し商店街等の機能を複合化した事例（油津商店街：宮崎県日南市）】



コミュニティ施設整備



IT企業誘致



子育て機能整備

### (2) 外部人材活用・地域人材育成事業

- 地域の課題と多様なスキルを持つ外部人材の情報を集約し、地域と外部人材をマッチングすることで、地域に不足する専門知識やノウハウを提供します。
- 地域の課題に関するオンライン相談のプラットフォームを構築するとともに、効果的なマッチングを行い、域内人材の育成を図ります。

# 商店街等による取組例と国・地方公共団体の連携によるサポート

## 商店街等による取組例

### ①検討の開始



- 中小商業者等のコアメンバーが中心となって大まかな方向性を決定

#### 背景・課題の把握（社会的な変化）

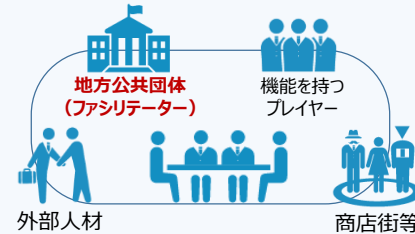
- 共働き世帯の増加
- 若年層の都心部への流出
- 車の運転が困難な高齢者の増加
- 超高齢化社会・コミュニティの希薄化
- 副業/兼業・フリーランスの増加
- 新型コロナの蔓延リスク etc.

#### 調査・F/S

- 住民ニーズ・課題の調査
- 事業の実現可能性調査

### ②協議の場で連携

- 関係者で地域のニーズ・課題や大まかな方向性を共有
- 具体的な取組内容を決定



#### 各プレイヤーとの連携と取組の検討（例）

- 地域に不足する知見を有する外部人材の受入れ
- 地域に不足するノウハウを持つ企業との連携
- 外部人材の受入環境の整備
- 多様な機能を持つ関係者（福祉・就労・医療等）との連携
- 関係者が集う地域の核となる場の整備と協議 etc.

#### 外部人材の受入

- 地域に不足する専門知識やノウハウを外部人材で補う

#### ビジョン策定

- 詳細な方向性を示したビジョンの作成

### ③実行

- ビジョンを基に地域の実情に応じた取組を実施



#### 機能の複合化（例）

- 保育園の誘致（子育て世代への対応）
- オフィスを誘致（働く場の充実）
- 医療・福祉施設の誘致
- シェアオフィス・シェアキッチン の整備
- コミュニティスペースの設置
- リモートワーク対応の就労スペース 等

## 国・地方公共団体の連携によるサポート

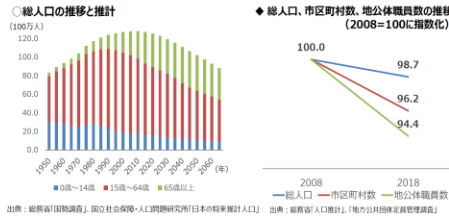
# 参考資料：「地域の既存ハード（商店街等）の利活用最適化に関する中間とりまとめ」の概要

## 「地域コミュニティにおける商業機能の担い手である商店街に期待される新たな役割」～「商店が集まる街」から「生活を支える街」へ～

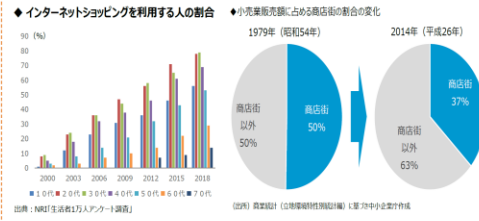
「地域の既存ハード（商店街等）の利活用最適化に関する中間とりまとめ」の概要（令和2年6月 地域の持続可能な発展に向けた政策の在り方研究会）

### <検討の背景（現状と課題）>（地域の住民やコミュニティの商店街に対するニーズの変化）

- 人口減少により、国内市場は縮小し、行政・民間の活動拠点も減少。
- **地域のコミュニティ機能の維持は大きな課題。**



- 郊外的大型店の展開やネット通販の普及等
- 商店街の**商業機能に対する期待は低下（「シャッター街」の発生）**。



- 地域の住民やコミュニティにとっての**商店街の位置づけは、「買物の場」から「多世代が共に暮らし、働き、交流する場」へと変化。**
- 商店街の強みを活かし、専ら「商店」の街から、**地域の住民やコミュニティが期待する多様なニーズに応える場への自己変革（「商店が集まる街」から「生活を支える街」への変革）**が必要。

| 住民の地域課題に対する認識                                                                                                              | 地域課題解決に当たり中心的な役割を担う者                                                             | 地方公共団体が中心市街地に期待する役割                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 1位：「商店街や中心市街地等の衰退」<br>3位：「交通インフラの脆弱化」<br>5位：「医療・介護施設の不足」<br>6位：「生活必需品・サービスを扱う店舗の減少」<br>8位：「高齢者支援（見守り等）の不足」<br>9位：「保育機能の不足」 | ・「地方自治体」：36.1%（1位）<br>・「地域内の小規模事業者」：35.0%（2位）<br>・「公的支援機関（商工会・商工会議所等）」：34.3%（3位） | ・「若者・女性・高齢者等の多世代が暮らし、働く場」：58.0%<br>・「広域的な小売業等の商業の拠点」：34.5% |

（出所）小規模企業振興会「まちづくり中小企業庁作成、内閣府地方創生推進事務局「中心市街地の活性化に関するアンケート調査」（H31.4）

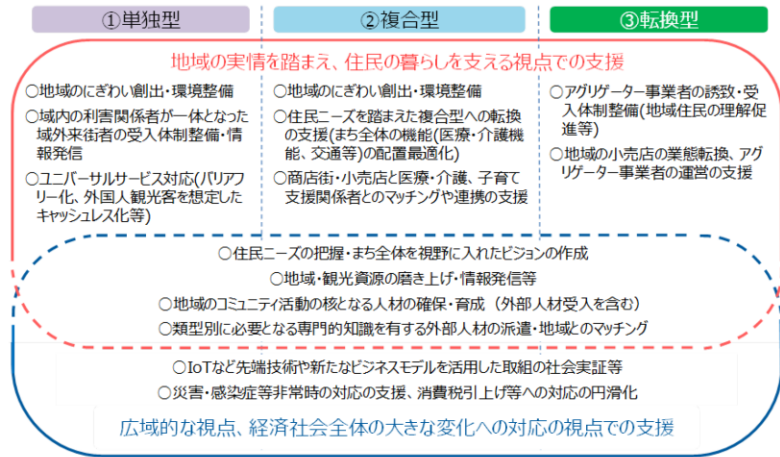
### <今後の方向性>（地域コミュニティにおける商店街に期待される新たな役割と支援のあり方）

- 地域の住民やコミュニティのニーズに応えるために商店街が**目指す方向性**については、**地方公共団体及び商店街の関係者が中心となり、「地域が主体的に選択」**。
- 行政の支援策も、「**地域コミュニティの維持のために必要な、地域の住民やコミュニティのニーズに応える役割・機能を高めること**」を目的とする方向へと転換。**地方公共団体が主体的な役割を果たし、国は協調支援。**
- とりわけ、**取組の担い手となる人材の確保・育成は重要な課題**であり、**域外人材の活用は極めて有効**であることから、既存の施策も活用しつつ、**域内人材と域外人材のマッチングを支援する仕組みを検討**。

表 類型別の課題と対応の方向性

|           | ①単独型                                                                                | ②複合型                                                                                      | ③転換型                                                                                     |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特徴        | ・都市部の駅前や著名な観光資源の近くに立地し、商業機能のみで十分な来街が期待できる。                                          | ・生活圏の近くに立地し、地域住民のアクセスが容易。                                                                 | ・過疎化が進む地方に立地し、地域住民の減少に伴い、来街が期待できない。                                                      |
| 課題と対応の方向性 | ・来街者の更なる利便性の向上<br>・域外の潜在来街者の受入体制整備・情報発信<br>⇒ 利便性向上、域外からの来街者の誘客などにより、多様な商業需要を取り込む対応。 | ・地域住民が求める多様なニーズの把握<br>・商業機能に加え、多様な住民ニーズに対応できるマルチな機能の担い手へと変革<br>⇒ 商業需要以外の多様なサービス需要も取り込む対応。 | ・少ない住民にとって必要な商業機能を維持するための域外の事業者（アグリゲーター）との広域的な連携<br>⇒ 個々の小売業者が連携先事業者を通じて住民に買物の機会を提供する対応。 |

図 商店街の置かれた状況に合わせた地方公共団体と国による支援のあり方



### <新型コロナウイルス感染症のまん延を通じて明らかになった課題への対応>

- 都市部への集中リスク（本社機能、住居）を踏まえ、今後は、**テレワーク等による働き方など、ライフスタイルの変化が定着**。都市部の人材の**地方への関わり方も広範かつ多様化**。
- リモートワーク拠点などの多様なサービスが、街なかでワンストップ提供されることへの期待も高まってきた可能性。身近な生活圏に所在し、飲食店等の生活関連サービスや各種のインフラが充実している**商店街・中心市街地がその受け皿になり得る**。

### <継続して検討すべき課題>

- 具体的な施策については、**全国各地の商店街や地方公共団体の関係者と協議を行い、地域の強みを活かす自己変革の取組を支援する方向で検討**。
- 地域のコーディネート機能の不足**（担い手としての「組織」と「人材」の課題）、**IT化の遅れ**（「人材」と「資金」の不足や、データ利活用の環境整備の遅れ）、**域外企業の地域への関与の不足・困難性**といった課題について、引き続き検討。

# **地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業等 (地域産業基盤整備課)**

# 地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業

令和3年度概算要求額 **17.0億円（5.0億円）**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 地域・社会課題が多様化・複雑化する中、地方公共団体による課題対応が困難になっており、地域で持続的に課題解決を行うためには、ビジネスモデル創出が必要です。このため、地域内外の中小企業等※が、地方公共団体等の地域内の関係主体と連携しつつ、地域・社会課題解決と収益性との両立を目指す取組（「地域と企業の持続的共生」）を支援します。

（※中小企業等：創業者、中小企業、大企業、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人）

- また、新型コロナウイルスを踏まえた新たな生活様式の中で、地域の課題解決と、大都市圏企業が抱える過密リスク等に同時対応できる取組を支援することにより、地域課題解決の人材を確保するとともに、中心的な役割を期待される法人のネットワーク形成・調査等に必要な経費を支援します。

### 成果目標

- 本事業を通して、地域・社会課題をビジネス目線で解決するサービスモデルの構築、価値評価や収益性等の検証とその自立化・展開を目指し、課題解決事業の定着率を令和6年度に60%にすることを目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



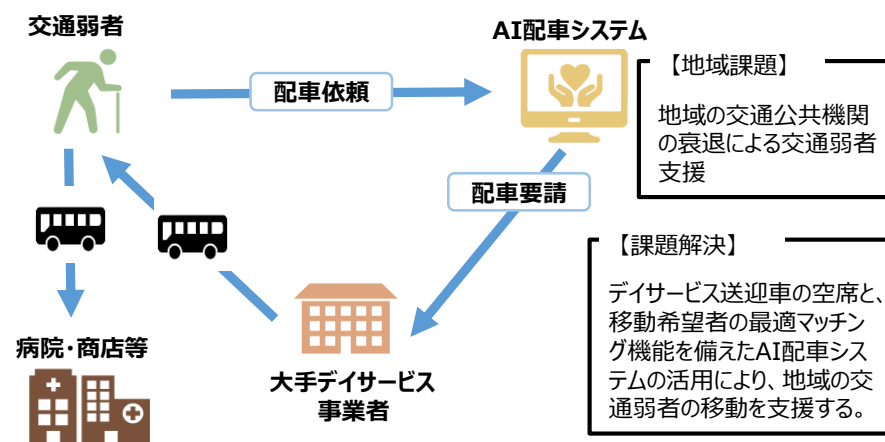
## 事業イメージ

### 課題解決プロジェクトの実証

- (i)ベンチャー・中小企業等（大企業等との連携を含む）が、自らもしくは複数社で連携し、複数地域（5地域以上）で抽出して束ねられた課題解決・付加価値向上に資する取組に必要な経費の一部を支援します。

【補助率：2／3以内、補助対象者：中小企業等】

### イメージ例



- (ii)新たな生活様式に対応するため、大都市圏企業の社員等がリモートワークも活用しながら、地域の課題解決への参画を促す取組に必要な経費の一部を支援します。

【補助率：2／3、補助対象者：中小企業等】

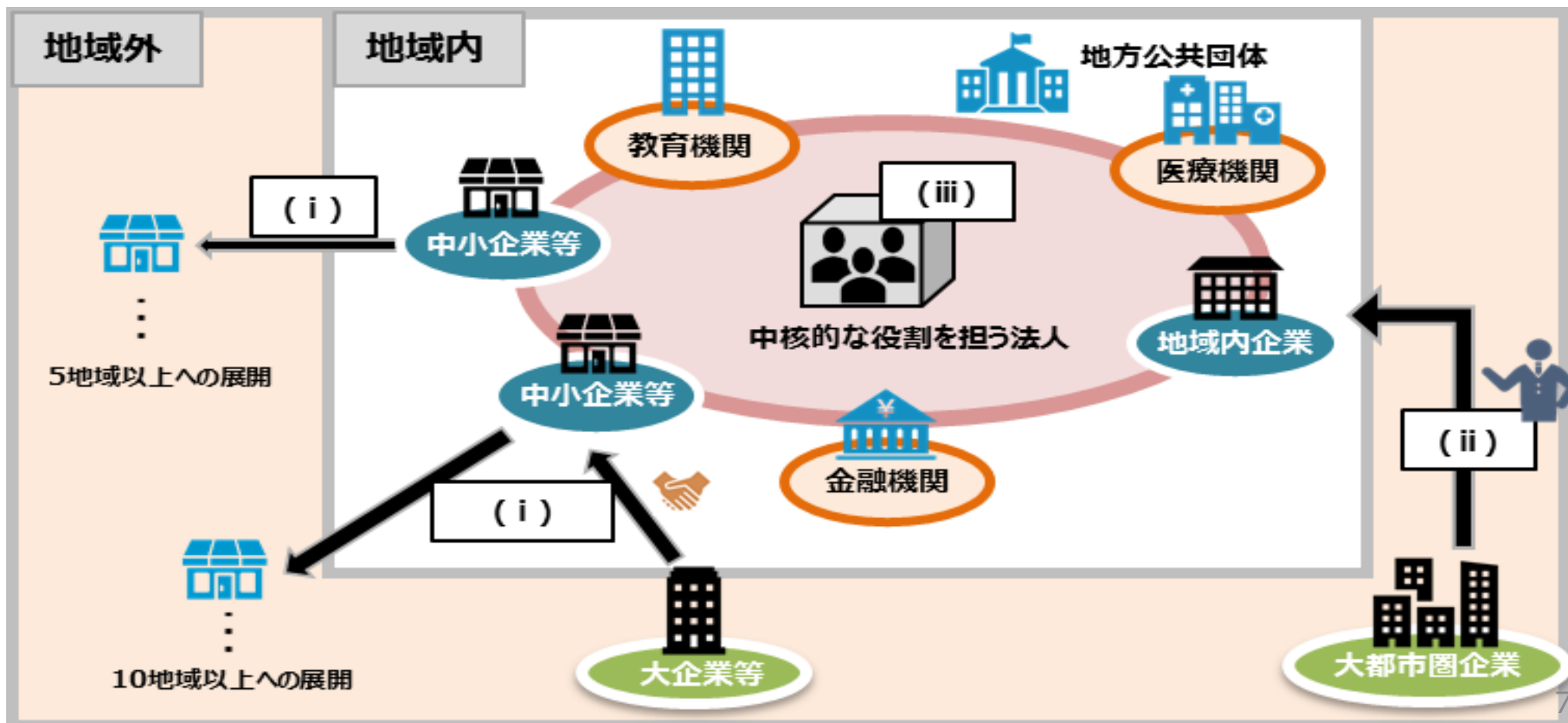
- (iii)事業者と連携し買い物弱者対策や高齢者の見守りなど地域・社会課題解決の中心的な役割を担おうとする組織が、連携体制構築に向けたニーズ調査、課題整理等に必要な経費を支援します。

【補助率：定額、補助対象者：中小企業等、自治体、その他組織】

# 概算要求内容事業全体イメージ

- (i) オーガナイザー、プレイヤー、アグリゲーターが連携した、広域かつ長期事業継続を視野に入れた地域プロジェクトを支援。
- (ii) 都市部の企業の社員がリモートワークも活用しながら、地域プロジェクトへ参画する取組を支援。
- (iii) オーガナイザーの事業計画策定、ネットワーク形成などの取組を支援。

<イメージ図>

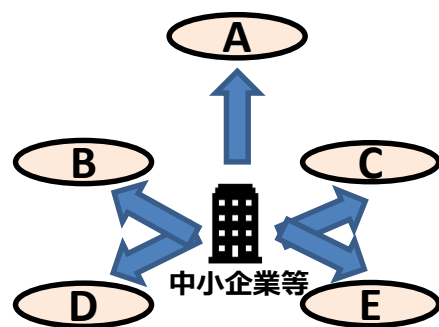


## ( i ) 地域プロジェクトへの支援

### R2年度取り組み

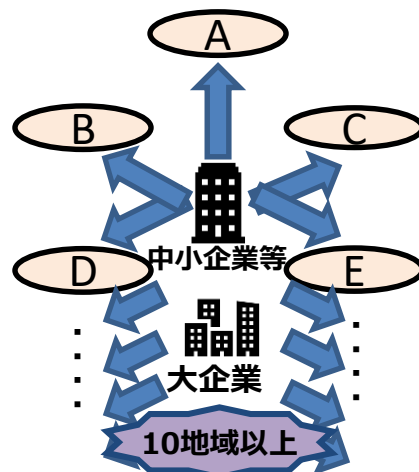
- 中小企業等のサービス提供で複数地域の共通課題解決  
→ 中小企業を支援
- 中小企業等のビジネス化による収益性も同時に達成

#### 5地域以上の課題解決プロジェクトの実施



### R3年度の追加的取り組み

#### 大企業等と連携し、10地域以上を支援



- 大企業等と連携し、10地域以上の課題解決を目指すプロジェクトの支援を強化  
→ 大企業も支援の対象化
- 大企業等との連携を進めることで、将来の経営の安定化も見込める（以下事例参照）。

#### <参考事例>

一般社団法人 かわかみライフ ➡ 奈良県川上村における複数サービス展開

- ・2016年10月 移動スーパー、宅配（ならコープとの連携）等の開始
- ・2017年 4月 GS営業（伊藤忠エネクスとの連携）等の開始

とくし丸 ➡ 移動販売を主に複数地域に展開

- ・2012年1月 徳島県徳島市で創業、
- ・2016年5月 オイシックス・ラ・大地の子会社に

## (ii) 人材確保の取組イメージ

### 地域企業

地域企業は、地域の人口減少による需要減少や生産性向上等の様々な課題を抱える。

課題解決をもたらす新技術・新サービスを導入していくため、地域企業が大都市圏企業の社員のためのリモートワーク場所を提供し、地域の課題を一緒に解決していく。



### 大都市圏企業

大都市圏企業は、感染症まん延や災害リスクを抱える。

事業継続体制の構築のために、地域企業内にリモートワーク場所を設置し、自社の業務を実施しつつ、副業や兼業として、地域の課題解決にも取り組む。



┌・知らない土地で勉強したい  
├・スキルを活かしきれていない  
├┐・地縁があって戻りたい  
├┐・地方移住希望 等  
└┐⇒人材育成や雇用維持につながる  
└┐

- 大都市圏企業と地域企業が、交流を深めるとともに、地域の実情や課題を把握。両社が連携して、地域の課題解決に貢献する新ビジネス等に取り組む。

### (iii) オーガナイザー支援イメージ

- 地域住民の生活・経済社会活動の維持・継続のために、重要な役割を果たすオーガナイザーを全国的に立ち上げ・育成していくことが重要。
- 今後、こうした地域課題解決のための中心となるオーガナイザー（一般社団法人などのローカル・マネジメント法人）の事業計画策定、ネットワーク形成などの取組を支援することにより、各地域にオーガナイザーが根付いていくことを促す。

#### 支援内容

地域住民の生活等の維持に貢献するオーガナイザーとして、一般社団法人等の事業計画策定、ネットワーク形成、課題抽出等を支援（F S 事業）。

（想定される費用例）

勉強会実施費用（人件費・会場費）、専門家謝金、旅費、外注費 等



- 将来的に、オーガナイザーとして、地域内・外の関係者を巻き込む、地域住民の需要に応えるサービス提供等に必要事業を実施。

# ソーシャルビジネス支援資金の概要及び拡充要求内容

- 社会課題の多様化や複雑化を背景に、ソーシャルビジネス事業者の活動が多方面に広がっており、それに伴い高まっている資金需要に対応する、日本政策金融公庫の制度融資。
- 今回、貸付対象のうち過疎地域において社会課題解決を目的とする事業者に対する貸付利率の引き下げを要求。

|       |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者   | NPO法人またはNPO法人以外であって、次の(1)または(2)に該当する方<br>(1)保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方<br>(2)社会的課題の解決を目的とする事業を営む方                                                                                                                                                           |
| 融資限度額 | ■担保あり<br>7,200万円(うち運転資金4,800万円)<br>■担保なし<br>「新創業融資制度」を利用する方：3,000万円(うち運転資金1,500万円)<br>「担保を不要とする融資」を利用する方：4,800万円                                                                                                                                        |
| 対象資金  | 事業を行うために必要な設備資金および運転資金                                                                                                                                                                                                                                  |
| 貸付期間  | 設備資金：20年以内(うち据置期間2年以内)<br>運転資金：7年以内(うち据置期間2年以内)                                                                                                                                                                                                         |
| 貸付利率  | (ア) 保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方：特別利率②(基準利率より0.65%引き下げ)<br>(イ) 認定NPO法人：特別利率①(基準利率より0.4%引き下げ)<br><b>【拡充要求箇所】</b><br>(ウ) 社会的課題の解決を目的とする事業を営む方：特別利率①(基準利率より0.4%引き下げ)<br>⇒ <u>過疎地域において社会課題の解決を目的とする事業を営む方：特別利率②(基準利率より0.65%引き下げ)</u><br>(エ) 上記(ア)～(ウ)に該当しない方：基準利率 |